

さいたま市 農業委員会だより

No.73

[2025.11 発行]



大宮第二公園の紅葉（大宮区）

主な記事

- 令和7年度農業委員会表彰
- 利用意向調査書の送付について
- 菜の花の種まき
- 市に対する「農地等利用最適化推進施策に関する意見」の提出
- 農業者年金6つのポイント
- 農地の手続き、忘れていませんか？
- ワンストップ就農相談窓口



さいたま市では、デコ活を推進しています。
デコ活とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。

令和7年度農業委員会表彰

令和7年10月6日に「農業委員会表彰」の表彰式を行いました。

農業委員会表彰 本市農業の発展と振興に寄与された優良農業者を表彰しました。



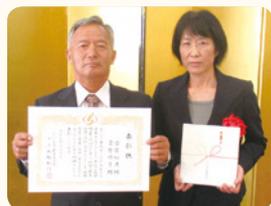
さいたま市いちご組合様

【表彰理由】 多種多様ないちごの生産に取り組むとともに勉強会や研修会を開催するなど、組合員の農業技術の向上に努めており、地域農業の発展と振興に大きく貢献されました。



備藤 大樹様 備藤 加奈子様

【表彰理由】 安心安全ないちごの生産に取り組むとともにSNS等の情報発信による安定した集客や直売の成果を上げており、都市近郊農業経営の模範として地域農業の発展と振興に大きく貢献されました。



當摩 好久様 當摩 順子様

【表彰理由】 養鶏業において多大なる成果を上げるとともに水稲や露地野菜の作付けを通して地域の農業団体の活動に尽力したことにより、地域農業の発展と振興に大きく貢献されました。



前列左から、西形知行会長、清水勇人市長、岡田徹様、備藤加奈子様、當摩順子様、伊藤仕議長
後列左から、森田泰弘様、備藤大樹様、當摩好久様

農業委員会 活動報告

利用意向調査書の送付について

農業委員会では5月から7月にかけて、農地法に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が、タブレット端末を利用して市内農地の利用状況調査を実施しました。

調査の結果、遊休農地と判断された農地の所有者には、「利用意向調査書」を送付しますので、調査書が届いた場合は、添付の資料をご確認の上、回答にご協力をお願いします。



▶ 農地の所有者の皆さまへ! 日頃から、除草・耕うん・作付けなど、農地を適正に維持管理していくことが大切です!

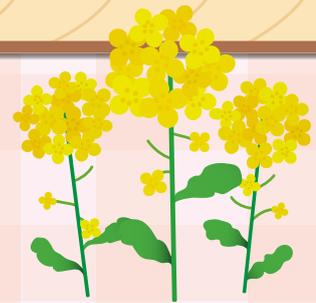
- 雑草等が繁茂している農地があると、病虫害等の温床となり、近隣住民や農地の作物にも被害を及ぼすことが考えられます。
- 耕作するのが難しい方や後継者がいなく将来の農地の維持管理に不安のある方は、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。また、農地中間管理事業を活用する方法をご検討ください。

問合せ 農業振興課 TEL 048-829-1805 FAX 048-829-1966

菜の花の種まき

10月3日(金)に緑区会場、10日(金)に北区会場において、農業委員と農地利用最適化推進委員が菜の花の種まきを行いました。

これは、農業者の高齢化や担い手不足等により耕作されない遊休農地の解消の一助とするとともに、景観作物(菜の花)により都市住民とのふれあいの場の提供にも寄与しようとするものです。



北区会場



緑区会場

問合せ 農業振興課 TEL 048-829-1805 FAX 048-829-1966

令和8年度 『農地等利用最適化推進施策に 関する意見』の提出



農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進をより効率的に実施するため、令和7年9月22日、清水勇人市長に「農地等利用最適化推進施策に関する意見」を提出しました。

市長への意見提出の様子

(左から、会田農地利用最適化推進委員連絡会議幹事、浅子会長職務代理者、西形会長、清水市長、西澤会長職務代理者、本田会長職務代理者)

① 担い手への農地利用の集積・集約化について

- (1) 地域農業の実情を考慮して、効率的な農業経営が営めるよう、基盤整備による農地の大区画化や道路・用排水路等の農業環境の整備をより一層進めること。
- (2) 担い手の発掘・確保について、JAと連携を図るとともに、農業経営の支援として、農業用機械及び農業用施設の購入経費を補助する認定農業者支援対策事業を拡充すること。
- (3) 農業法人に対して、更なる助成金の拡充等を国に強く働きかけること。

② 遊休農地の発生防止・解消について

- (1) 遊休農地解消を支援するため、農地への回復に係る費用負担に対する補助制度や多面的機能支払交付金制度の拡充などを引き続き実施すること。
- (2) 高齢化により農業を継続できなくなった農家や農地を相続した土地持ち非農家のサポート体制を強化するため、JAや地域の自治会と連携し相談窓口の設置や個別相談会を開催すること。
- (3) 遊休化した農地や借り手の決まっていない農地について、利用意向調査の結果、農地中間管理機構への貸し付けを希望した農地について中間管理権の設定が行われるよう関係機関へ引き続き働きかけること。

③ 新規参入の促進について

- (1) 新規就農者に必要な農業用機械・施設・作業場などの調達を支援するため、共同利用、リース、譲渡がしやすい仕組みの更なる充実を図るとともに、その適切な利用方法について周知をすること。また、調達の費用負担に係る補助制度を強化すること。加えて、就農地がスムーズに見つかるよう、

さいたま市農地マッチング制度をより一層PRすること。

- (2) 新規就農を希望する人に対し、自立可能なモデルケースの提示及び相談窓口の設置や支援・補助制度の積極的なPRを行うこと。併せて、ワンストップ就農相談窓口を知らない方が多いため、多くの相談希望者が集まるよう、更なる周知を図ること。また、学校等の教育現場で農業体験を交えて、農業の大切さを広く周知して将来の担い手の育成を図ること。
- (3) 農業後継者や新規就農者が安定した農業経営を図れるよう、市やJAが連携して経営を含む実践的な技術指導や研修制度並びに販路の確保をより一層支援すること。また、新規就農者の育成に貢献している研修先の指導農家には特に手厚い支援策を講じること。
- (4) 会社等を退職され第二の人生を歩む年配者を対象に農業への新規参入を促すような施策等を展開すること。

④ 見沼田圃に係る要望

- (1) 見沼田圃は、台風等の降雨時に市街地への冠水を防止するため、遊水機能を有しているが、その大半は個人所有の財産であることから、遊水機能を個人の財産に依存するのではなく、河川改修や調節池を早期に整備すること。
- (2) 公有地として埼玉県が買取りを行うには一定の条件が必要となるが、近年での買取り実績はほとんど無く、公有地化が進んでいない状況であることから、荒廃農地化の抑制や個人の財産に依存しない遊水機能を確保するための取組として、公有地化を積極的に推進すること。
- (3) 見沼田圃は全体で約1,260ヘクタールの大規模な緑地等の空間で、貴重な緑地空間として保全すべきものであるが、道路を隔てて市街化区域となる縁辺部においては、宅地化が進み、遊水機能を有していない地域もあり、合理的な土地利用が必要なことから、緑地等を保全すべき場所と宅地化して遊水機能を有していない地域を改めて見直し、見沼田圃区域の再編成について県と協議すること。
- (4) 「見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱」では、「農地」、「公園」、「緑地」等の土地利用に制限があり、農家の高齢化や後継者不足とともに、近隣の市街化を踏まえ、土地利用の見直しを望む土地所有者が増加していることから、縁辺部に存する第2種農地及び第3種農地のうち、遊水機能を有しないと認識できる農地は例外的に農地転用を認めることについて県に働きかけること。

⑤ その他について

- (1) 地域の米や野菜を学校給食に積極的に取り入れ、地産地消の推進をするだけでなく、学校教育で農業体験を実施し、農業に対する理解を深める機会を充実させること。
- (2) 農業用資材、肥料、燃料等の価格が高騰しているため、農産品の生産コストを減らす補助制度の充実を図ること。
- (3) 農産物の品質低下や収量の減少につながっているカメムシ等の病虫害防除に伴う薬剤散布費用の補助制度の充実を図ること。
- (4) 農地が広がる地域において、ラジコン飛行機やドローンの飛行が散見され、乗用のヘリコプターまでが着陸している。墜落や人への接触等の恐れがあるとともに、農作業する農家にとっても非常に危険な状況であるため、注意看板の設置や規制等の検討をすること。

農業者年金の**6**つのポイント

ポイント1 農業者なら広く加入できる

ポイント2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

ポイント3 保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められる

ポイント4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある

ポイント5 税制面で優遇措置がある

ポイント6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

あなたの老後生活への備えは十分ですか？

農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者年金へは、
次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

**年間 60 日以上
農業に従事**

**国民年金第1号
被保険者**

国民年金保険料納付免除者を除く

65 歳未満

60 歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者

- 農業者の老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- 途中脱退、再加入も可能です。

※ 1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額 400 円）への加入が必要です。

※ 2 農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）は重複加入できませんのでご注意ください。

※ 3 脱退した場合、納めた保険料は、その後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給します。そのため、脱退一時金はありません。

問合せ

独立行政法人 **農業者年金基金** TEL 03-5919-0371

農業振興課 TEL 048-829-1805 FAX 048-829-1966



農地の手続き、忘れていませんか？

農地の売買・貸し借り・転用には、農地法等に基づく手続きが必要です。ご自身が所有する農地であっても、手続きをせずに資材置場や駐車場にすることはできません。次の場合は、農業委員会にご相談ください。

農地の売買・貸し借り

農地の相続

農地を相続したときは、農業委員会へ届出が必要です。

※令和6年4月1日から、相続登記が義務化されています。

農地の転用*

- ①農地の所有者が自ら所有農地を転用する場合
- ②農地の所有者から農地を購入、又は借りて転用する場合

※農地を資材置場、駐車場など、農地以外に使用すること。

「農地を使わせてほしい」という業者にご注意ください！

業者等から農地以外の用途として使わせてほしいと頼まれ、了承した後に農地へ大量の土砂を堆積されてしまうという事例が発生しています。



業者はもちろん土地所有者も責任を問われます

放置すると周辺の農地にも被害を与える恐れがあります

農地法違反は3年以下の懲役
又は300万円以下（法人は
1億円以下）の罰金の
適用を受ける場合があります

一度堆積されたら
復元は困難です

狙われるのはこんな農地

- 長年使われていない農地
- 草が生い茂り、手入れがされていない農地
- 不用品やごみが放置されている農地

被害にあわないために 自衛が重要！

- 契約書等に簡単に署名せず、はっきり断ることが大事です。
- 耕作していない農地だから大丈夫、と簡単に考えてしまうと、後々取り返しのつかないことになってしまいます。

不審に思った方は、地域の農業委員又は農地調整課までご相談ください。

問合せ

農地調整課

TEL 048-829-1903

FAX 048-829-1966

ワンストップ就農相談窓口

就農相談者の利便性の向上を図るため、各種相談機能を集約した「ワンストップ就農相談窓口」を定期的に開催しています。

これは、就農相談者の相談先となる複数の機関の担当者が一堂に会して、ひとつの窓口で効率的かつ効果的に新規就農に結び付けるための取り組みです。

新規就農を志している方は、ぜひご参加ください。

▶今後の開催予定日

令和7年12月19日(金)

令和8年 3月19日(木)

いずれも10時00分から正午まで

※相談申込がない場合は開設しません。

▶場所

見沼グリーンセンター（北区見沼2丁目94番地）

▶申込方法

相談申込書に必要事項を記入の上、事務局までご提出ください。相談申込書は、QRコードよりダウンロードが可能です。



ホームページ

過去の就農相談の様子



申込・問合せ

ワンストップ就農相談窓口事務局（農業政策課内）

TEL 048-829-1378 FAX 048-829-1944

メール nogyo-seisaku@city.saitama.lg.jp

農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者年金基金

独立行政法人 農業者年金基金

TEL：03-3502-3199 メール：info@nounen.go.jp

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

全国農業新聞

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月700円（送料・税込み）
※令和8年4月1日以降は月900円
- 申込み：農業委員会事務局へ

編集後記

昨年からの米価の高騰により何かと農業に関心が向けられるようになりました。生産者・消費者が納得いく価格で美味しいお米をたくさん食べたいものです。

農業者にとっては猛暑や小雨で農作物の成長にも影響があった年でした。今後更なる温暖化や渇水、病害虫など自然環境による様々な影響が懸念されます。

農業委員会だよりを通し皆様に色々な情報を提供させていただきます。

榎本浩樹

広報委員会

委員長	清水 友清
副委員長	榎本 浩樹
委員	関根 光一
	村田 利治
	高橋 郁男
	新井 孝一

発行者 さいたま市農業委員会 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 048-829-1805 FAX 048-829-1966 メール nogyo-shinko@city.saitama.lg.jp